



各減免措置の考え方

(固定資産税・都市計画税)

固定資産税・都市計画税

項番	分類	減免内容	減免適用割合(%)			方針	見直しを行う(行わない)理由	H23減免実績	
			土地	家屋	償却			納税義務者数	減免額(千円)
1	A	災害により損害を受けた固定資産	損害の程度による	損害の程度による	損害の程度による	継続	・地方税法に掲げられている減免事由であり、担税力を喪失していることから継続する。	143	4,508
2	B	生活扶助受給者所有の土地・家屋	100	100	-	継続	・地方税法に掲げられている減免事由であり、担税力が著しく低いことから継続する。	1,068	16,026
3	C①	低所得者所有の土地・家屋	50	50	-	継続	・担税力が著しく低いことから継続する。	1,098	8,669
4	C①	本市が取得した固定資産	100	100	100	継続	・商習慣として、固定資産税・都市計画税相当額は所有期間に応じて負担(精算)されている。 ・行政コストを考慮し、減免措置を継続する。	181	35,904
5	C①	本市事業により移転補償の対象となった固定資産	100	100	100	継続	・本市取得と類似のケースと考えられる。 ・行政コストを考慮し、減免措置を継続する。	14	290
6	C①	仮換地指定前に使用収益できない土地	100	-	-	一部見直し	・これらの減免措置の対象となる土地に関しては、土地区画整理事業を遂行するにあたり、固定資産税・都市計画税相当額を補償する必要がある。	24	5,934
7	C①	仮換地に他人の工作物等がある土地	100	-	-	一部見直し	・この場合、補償したうえで、固定資産税・都市計画税を納付することも考えられるが、行政コストを考慮し、減免措置を継続する。	73	26,014
8	C①	過小宅地となるため仮換地を指定せず金銭清算される土地	100	-	-	一部見直し	・なお、以上の考え方を踏まえ、当該減免措置の適用の対象となる土地区画整理事業については、本市施行分に限定する。	2	20
9	C①	公共事業実施のため使用収益できない土地	100	-	-	廃止	・適用実績も少ないことから、廃止する。	2	4,059
10	C①	道路予定地	100	-	-	廃止	・適用実績も少ないことから、廃止する。	0	0
11	C①	物納の許可を受けた固定資産	100	100	100	廃止	・国制度に関する事項であり、適用実績も少ないことから、廃止する。	3	741
12	C①	沈没船舶	-	-	100	廃止	・10年以上適用実績がなく、基本的には「項番1」の災害減免で対応が可能と考えられるため、廃止する。	0	0

固定資産税・都市計画税

項番	分類	減免内容	減免適用割合(%)			方針	見直しを行う(行わない)理由	H23減免実績	
			土地	家屋	償却			納税義務者数	減免額(千円)
13	C②	領事館	100	100	100	継続	<p>・地方税法では外国政府が所有する領事館の用に供する固定資産については非課税とされているが、本市では、地方税法の規定を超えて、無償で借り受けている場合について、減免措置を講じてきた。</p> <p>・この減免措置は、当該固定資産所有者ではなく、事実上外国政府に対する支援であり、領事館の誘致等の観点から引き続き財政支援が必要であることから、現行の減免措置を継続することとする。</p>	1	1,655
14	C②	大阪ドーム(スタジアム部分)	-	100	100	継続	<p>・この減免措置は、(株)大阪シティドームの会社更生手続に際し、平成18年5月に大阪市、オリックス(株)及び更生管財人との間で締結された「基本確認書」に基づき実施されてきたものであることから継続することとし、平成28年に再検討する。</p>	3	229,703
15	C②	地域振興会が本来の用に供する固定資産	100	100	100	1年継続	<p>・地域活動の拠点となる施設について、行政として減免措置等の財政支援を行う必要がある場合があることは認められるものの、今後、地域活動の支援としては、自律的な地域運営の仕組みとしての「地域活動協議会」への財政支援について検討していることから、現在減免措置を講じている施設に対する財政支援のあり方についても、併せて検討する必要がある。</p>	430	63,965
16	C②	一定の条件を満たしているマンション集会所	-	100	-	1年継続	<p>・そこで、現行の減免措置を1年間継続し、今後構築される新たな財政支援の中でそのあり方を検討する。</p>	21,569	20,814
17	C②	老人憩の家	100	100	100	1年継続		256	64,607
18	C②	児童遊園の用に供する固定資産	100	100	100	1年継続	<p>・児童遊園の整備・運営については、新区長の決定権のもと実施される方向で調整を進めている。また、施設のあり方としては児童遊園にとらわれず、地域の実情に合った有効な活用方法を検討していくことが地域にとっても有用ではないかと考えられている。</p>	21	26,136
19	C②	一定の条件を満たしているマンションの児童の遊び場	67	-	-	1年継続	<p>・その場合、現行減免制度をそのまま継続することは困難であり、財政支援のあり方を含め、検討する必要がある。</p> <p>・検討される間の措置として、現行の減免措置を1年間継続する。</p>	49,745	17,384
20	C②	公衆浴場	67	67	67	1年継続	<p>・この減免措置は、公衆浴場が市民の保健衛生の確保に必要な施設であること、入浴料金について物価統制令の規制を受けていることなどを考慮して講じてきた。</p> <p>・公衆浴場に対する財政支援が必要であるとしても、一律に固定資産税・都市計画税の減免措置による支援である必要性はないが、他方、これまでの経過や市会での議論も踏まえ、現行の減免措置を1年間継続する。</p>	1,035	152,823

固定資産税・都市計画税

項番	分類	減免内容	減免適用割合(%)			方針	見直しを行う(行わない)理由	H23減免実績	
			土地	家屋	償却			納税義務者数	減免額(千円)
21	C②	障がい者職業能力開発訓練施設	100	100	100	廃止	これらの減免措置については、当該資産の用途の公益性や当該資産の利用等による収益性などを考慮して実施してきたものであるが、引き続き財政支援が必要であるとしても、一律に固定資産税・都市計画税の減免措置による支援である必要性はないため、減免措置を廃止する。	1	2,022
22	C②	非課税となる福祉施設等の建築中の敷地等	100	100	-	廃止		24	36,785
23	C②	中小企業会館	-	70	-	廃止		22	5,533
24	C②	研究開発型産業高度化促進施設	-	50	50	廃止		2	1,675
25	C②	地域産業集積活性化対策施設	-	50	50	廃止		2	2,030
26	C②	公益社団法人・公益財団法人所有の港湾労働者施設	100	100	100	廃止		6	11,698
27	C②	公益社団法人・公益財団法人所有の学校給食を実施するための施設	100	100	-	廃止		3	1,580
28	C②	都市計画自動車ターミナル	-	50	-	廃止		1	14,252
29	C②	本市補助を受け商店街振興組合等が整備したコミュニティ施設	-	67*1	67*1	廃止		12	1,360
30	C②	大阪沖繩会館	-	50	-	廃止		1	356

固定資産税・都市計画税

項番	分類	減免内容	減免適用割合(%)			方針	見直しを行う(行わない)理由	H23減免実績	
			土地	家屋	償却			納税義務者数	減免額(千円)
31	C②	公益社団法人・公益財団法人所有のがん予防検診施設	-	-	100	廃止	これらの減免措置については、当該資産の用途の公益性や当該資産の利用等による収益性などを考慮して実施してきたものであるが、引き続き財政支援が必要であるとしても、一律に固定資産税・都市計画税の減免措置による支援である必要性はないため、減免措置を廃止する。	1	4,219
32	C②	公益社団法人・公益財団法人所有の結核予防施設	-	50	30	廃止		2	7,746
33	C②	公益社団法人・公益財団法人所有の公営健康被害検査施設	-	80	30	廃止		2	983
34	C②	柔道整復師会館	100*2	100*2	100*2	廃止		3	617
35	C②	府医師会館	100*2	100*2	100*2	廃止		4	11,883
36	C②	府歯科医師会館	100*2	100*2	100*2	廃止		3	5,029
37	C②	中沢記念野球会館(高校野球連盟)	-	70	-	廃止		1	1,685
38	C②	講道館 大阪国際柔道センター	30	100	-	廃止		2	1,617
39	C②	住吉武道館	100	100	100	廃止		3	3,621

固定資産税・都市計画税

項番	分類	減免内容	減免適用割合(%)			方針	見直しを行う(行わない)理由	H23減免実績	
			土地	家屋	償却			納税義務者数	減免額(千円)
40	C②	労働組合が専らその用に供する固定資産	100	100	100	廃止	これらの減免措置については、当該資産の用途の公益性や当該資産の利用等による収益性などを考慮して実施してきたものであるが、引き続き財政支援が必要であるとしても、一律に固定資産税・都市計画税の減免措置による支援である必要性はないため、減免措置を廃止する。	45	28,469
41	C②	救急医療機関所有の病院・診療所	-	10	10	廃止		103	61,012
42	C②	非課税となる診療施設のための看護師宿舎	-	75	-	廃止		2	3,195
43	C②	学校法人以外の幼稚園	100	100	100	廃止		13	8,070
44	C②	障がい者小規模作業所等	100	100	100	廃止		19	2,609
45	C②	公益社団法人・公益財団法人所有の海外技術者研修施設	-	100	100	廃止		2	29,097
46	C②	能楽堂・能舞台	50	50	-	廃止		4	3,602
47	C②	在日外国人のための公民館的施設	100	100	100	廃止		72	25,671
48	C②	公益社団法人・公益財団法人所有の中国残留邦人等支援施設	-	50	50	廃止		1	564
49	C②	土地改良区が本来の用に供する事務所等の敷地	100	-	-	廃止	3	2,186	

固定資産税・都市計画税

項番	分類	減免内容	減免適用割合(%)			方針	見直しを行う(行わない)理由	H23減免実績	
			土地	家屋	償却			納税義務者数	減免額(千円)
50	C②	本市補助を受け事業協同組合等が整備したコミュニティ施設	-	67	67	廃止	・これらの減免措置については、当該資産の用途の公益性や当該資産の利用等による収益性などを考慮して実施してきたものであるが、引き続き財政支援が必要であるとしても、一律に固定資産税・都市計画税の減免措置による支援である必要性はないため、減免措置を廃止する。	15	1,855
51	C②	荻田土地改良記念会館	67*1	67*1	67*1	廃止		3	6,580
52	C②	平野区画整理記念会館	67*1	67*1	67*1	廃止		3	10,828
53	C②	瓜破会館及び瓜破西会館	67	67	67	廃止		3	4,089
54	C②	大阪弁護士会館	100*2	100*2	100*2	廃止		3	30,947
55	C②	司法書士会館	-	100	-	廃止		1	2,201
56	C②	府道高速大阪東大阪線の土地のうち船場センタービル敷地部分	100	-	-	廃止		1	11,917
57	C②	オーク200のうち本市補助を受け整備された公共的施設の用に供する家屋	-	100	-	廃止		1	23,513
58	C②	天満・天神繁昌亭	50	50	50	廃止		4	1,486

「分類」欄について

※見直しの基本的な考え方による分類「A～C」を表示している。

「減免適用割合」欄について

※ 減免適用対象資産でない場合は「-」表示している。

※1 公共的部分については100%。

※2 用途により適用割合が変わる。

「H23減免実績」欄について

※ 納税義務者数は、区別資産別にカウントしている。